

広尾自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、広尾自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は市川市広尾1丁目、2丁目の全域とする。

第2章 目的

第3条 本会は民主主義の精神に基づき、以下に掲げるような地域的な活動を行うことにより良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 会員相互の連絡事務に関する事。
2. 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
3. 会員相互の親睦及び文化教養に関する事。
4. 防災、防犯、交通安全に関する事。
5. 会員の福祉厚生に関する事。
6. 集会施設の維持に関する事。
7. 市の関係機関との連携を密にし、当地域に対する施策の推進に関する事。
8. その他目的を達成するために必要な事。

第3章 会員

(会員)

第4条 1. 第2条に定める地域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。
2. 第2条に定める地域に事業所を有するものは特別会員をもって会員になることができる。

(会費)

第5条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第6条 1. 会員または特別会員になろうとするものは、会費の納入された日から入会したものとす。
2. 本会は正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではない。

(退会)

第7条 1. 会員または特別会員は、退会しようとするとき、会長に届けなければならない。
2. 会員または特別会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
(1) 本会の区域内に住所を有しなくなったとき。
(2) 死亡または解散したとき。
3. 退会した会員または特別会員がすでに納入した会費は返却しない。

第4章 役員

(役員)

- 第8条 1. 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 組長 | 各組1名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 相談役 | 任意 |

(役員を選出)

- 第9条 役員は次の方法により選出する。
1. 会長は立候補制とし総会の選挙で決める。立候補者がいないときは理事会において選出し、総会の承認を得る。
 2. 副会長、会計、監事は会長が選任し理事会および総会の承認を得なければならない。
 3. 理事は必要数を会長が委嘱する。
 4. 組長は組員の中から選出する。原則、輪番制とする。ただし事情により就任困難な場合は、組内で協議の上、決めることができる。
 5. 監事は他の役員(組長を除く)を兼ねことはできない。
 6. 相談役は会長が必要に応じて選任し理事会および総会の承認を得なければならない。

(役員職務)

- 第10条 1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐する。会長が事情により欠けたときは、会長が指名する副会長が、その職務を代行する。
 3. 会計は本会の会計事務を処理する。
 4. 監事は本会の業務及び会計を監査し定期総会で報告する。
 5. 理事は会長、副会長を補佐し会務を処理する。
 6. 組長は組内の親睦を図り会務に協力する。
 7. 相談役は会長の相談にのることを職務とする。相談役は議決権を持たないほか他の役職との兼務はできない。

(役員任期)

- 第11条 1. 役員任期は2年とする。ただし組長の任期は1年とする。役員再任は妨げない。厳密には定期総会から該当年度の定期総会までとする。
2. 役員に欠員が生じ、会の運営に支障をきたす場合は、直ちに後任者を選出する。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
 3. 役員は辞任または任期満了といえども後任者が就任するまで職務を遂行する。

(役員解任)

- 第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは総会の議決により解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められたとき。
2. 会則に違反あるいは会の対面を汚す行為があると認められたとき。

第5章 会議

(会議の種類)

- 第13条 1. 本会の会議は総会、組長会議、理事会とする。
2. 総会は定期総会と臨時総会とする。

(会議の規約)

それぞれの会議の規約において次の事項を明らかにする。

1. 構成員
2. 開催時期
3. 招集
4. 成立条件
5. 議長
6. 審議事項
7. 議決
8. 議事録

第14条では、定期総会の規約を上記の1～8を規定している。第15条～第17条は、それ以外の会議規約であり定期総会の規約と異なる部分の差分だけを項番単位で示している。

(定期総会)

第14条 定期総会は以下の規約に則り行う。

1. 構成員：会長、副会長、会計、理事、組長で構成する。
組長は組の代議員の位置づけである。自治会は審議事項について、あらかじめ全会員に周知を図り組の意見を反映させた結果でなければならない。
2. 開催時期：原則として毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
3. 招集：会長が招集する。会長は構成員に対し、会議の目的、日時、場所を記載した書面をもって、少なくとも5日前に通知しなければならない。
4. 成立条件：組長の2分の1以上の出席をもって成立する。
やむを得ない理由で出席できない組長は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することができ、会議に出席したものとみなす。
5. 議長：出席構成員の中から選任する。
6. 審議事項：次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 役員を選任及び解任に関する事。
 - (3) 事業計画及び予算の決定に関する事。
 - (4) 事業報告及び決算の承認に関する事。
 - (5) 会費の額及び徴収方法に関する事。
 - (6) 自治会の解散及び清算人の選任並びに財産処分の方法に関する事。
 - (7) その他自治会の運営に必要な重要事項に関する事。

7. 議決 : 出席組長の過半数をもって決する。ただし規約の制定及び改廃に関しては出席組長の4分の3以上の同意を得なければならない。
8. 議事録 : 議事録を作成しなければならない。
出席構成員の中から、会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(臨時総会)

第15条 臨時総会の規約は次の事項を除いて定期総会と同じとする。以下の項番は第13条に準ずる。

2. 開催時期 : 次の請求があったときに請求日から30日以内に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 組長の3分の2以上から会議の目的たる事項を示した請求があったとき。
 - (3) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した。
 - (4) 監事から会議の目的たる事項を示した請求があったとき。
6. 審議事項 : 次の事項を議決する。
 - (1) 請求事項の審議ならびに報告

(組長会議)

第16条 組長会議の規約は次の事項を除いて定期総会と同じとする。以下の項番は第13条に準ずる。

2. 開催時期 : 会長が認めたときに開催する。重要な審議事項があるときは臨時総会でなければならない。
5. 議長 : 会長が務める。
6. 審議事項 : 審議事項はなく必要事項の連絡ならびに報告
7. 議決 : 審議事項がないため原則なし。

(理事会)

第17条 理事会の規約は次の事項を除いて定期総会と同じとする。以下の項番は第13条に準ずる。

1. 構成員 : 会長、副会長、会計、理事で構成する。
2. 開催時期 : 原則として2ヶ月に1回の割で定例会を開催する。また会長が認めたときに開催する。
5. 議長 : 会長が務める。
6. 審議事項 : 次の事項を議決する。
必要事項の審議ならびに連絡事項の報告

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第18条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 寄付金品
3. 事業に伴う収入

4. その他の収入(市助成金等)

5. 保有資産 : 別途定める「保有財産目録」に記載の資産

(資産の管理)

第19条 資産は会長が管理し、その運用方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第20条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告及び決算は会長が事業報告書、決算報告書を作成し監事の監査を経て第14条の定期総会の承認を受けなければならない。

第7章 解散

(解散及び残余財産の処分)

第23条 1. 本会が総会の議決に基づいて解散する場合は組長の4分の3以上の同意を得なければならない。
2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。但し市川市の交付を受けて建築または取得した集会施設の土地、建物については市川市に帰属することにする。(補助金の交付要件に自治会が解散した場合は市川市に帰属することになっているため。)

第8章 雑則

(備付帳簿及び書類)

第24条 本会の事務所には、次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

1. 規約
2. 認可に関する書類
3. 役員に関する書類
4. 会員に関する書類
5. 総会及び組長会議、理事会の議事録
6. 会員名簿
7. 資産台帳
8. 収支に関する帳簿
9. 業務報告書及び決算報告書
10. その他必要な書類及び帳簿

(委任)

第25条 この規約の施行に関し必要な事項は総会の議決を経て理事会が別に定める。

付則

(施行期日)

1. この規約は平成27年4月20日から施行する。

(旧規約の廃止)

2. 以前の旧広尾自治会規約は、この規約の施行と同時に廃止する。

3. 旧規約により選任され、本規約施行時に現役員である者の任期は旧規約の廃止に係わらず、すでに選任されたときからの任期満了までの残存期間在任するものとする。

来歴

新規約(平成27年4月20日施行)制定以降の来歴を時系列に示す。

1. 平成28年4月17日

変更前 第9条 1. 会長は理事会において選出し、総会の承認を得なければならない。

変更後 第9条 1. 会長は立候補制とし総会の選挙で決める。立候補者がいないときは理事会において選出し、総会の承認を得る。